

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第9号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年さいたま市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第26号（第23条関係） 保有個人情報開示等審査諮問通知書 [略] (審査庁名) [略] [略] [略]	様式第26号（第23条関係） 保有個人情報開示等審査諮問通知書 [略] (審査庁名)  [略] [略] [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。